

## ガス需給契約書（案）

発注者 支出負担行為担当官 近畿農政局長 志知 雄一（以下「発注者」という。）  
と受注者 （以下「受注者」という。）は  
京都農林水産総合庁舎で使用するガスの需給に関し次の条項により需給契約を締結する。

### （信義誠実の原則）

第 1 条 発注者及び受注者は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

### （契約の目的）

第 2 条 本契約は、別添「仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める京都農林水産総合庁舎ガス調達業務（以下「本業務」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

2 受注者は、仕様書に定める需要場所にガスを納入するものとし、発注者は、受注者に本契約書記載の契約金額をその対価として支払うものとする。

### （契約期間）

第 3 条 契約期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

### （予定数量）

第 4 条 本契約に定める本物品の予定数量（以下「予定数量」という。）は、仕様書に掲げる数量とし、後日増減があっても受注者は異議を申し立てないものとする。ただし、本契約書、仕様書および供給条件に別途定める場合はこの限りではない。

### （契約金額）※ 例示であり、受注者と詳細は整理することとする。

第 5 条 本契約は単価契約とし、契約金額は次のとおりとする。

基本料金 円（料金適用月ごと）

基準単位料金 円／m<sup>3</sup>

2 料金の算定期間は、検針日の翌日から次の検針日までの期間とし、その算定にあたっては、平均原料価格の変動に応じ、料金適用月ごとに、受注者のガス供給条件に基づき、基準単位料金に原料費調整額を加算または減算するものとする。

3 第 1 項及び第 2 項の金額には、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した消費税額及び地方消費税額を含む。

### （契約保証金）

第 6 条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除するものとする。

### （権利義務の譲渡等）

第 7 条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中

小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（下請け、委託等の禁止）

- 第8条 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は原則として、本業務の一部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者と協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- 3 前項ただし書により発注者が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、受注者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を執らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- 4 第2項ただし書により発注者が承認した場合でも、受注者は発注者に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。
- 5 第2項ただし書にかかわらず、受注者は第20条第1項第13号から第17号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）とすることはできない。
- 6 受任者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除せざるにしなければならない。なお、この場合において、受注者は、発注者に対して損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。
- 7 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。
- （1）下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の締結する契約を承認したとき。
- （2）正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し下請負人等が締結した契約を解除させるためにとりうる措置を講じないとき。
- 8 前項の場合、受注者は発注者が実際に被った損害について、第24条に規定する損害賠償責任を免れない。

（秘密の保持）

- 第9条 受注者は、発注者の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た発注者の秘密情報（書面等をもって発注者が受注者に提供した情報及び発注者の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 2 受注者は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている発注者の秘密情報が化体さ

れた成果物、ソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。

- 3 受注者は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 4 受注者が前3項の規定のいずれかに違反した場合には、受注者は、発注者の請求に基づき、予定数量及び第5条第1項に定める契約金額により算出した額の合計額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 5 受注者が第1項から第3項の規定のいずれかに違反した場合において、発注者に生じた実際の損害の額が前項の違約金の額を超過する場合には、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 6 個人情報に関する取扱については、前各項に掲げるほか別紙1の取扱いを遵守しなければならない。
- 7 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

#### （費用負担）

第10条 本業務の遂行に要する一切の費用は、受注者の負担とする。ただし、本契約書、仕様書および供給条件に別途定める場合はこの限りではない。

#### （事情変更）

第11条 発注者及び受注者は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定めるものとする。

#### （計量及び検査）

第12条 使用ガス量の計量は、ガスマーターの読みによるものとし、検針日におけるガスマーターの読みと前回の検針日におけるガスマーターの読みの差引により使用ガス量等を算定（使用ガス量に小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。）の上、その記録を発注者に提出し、発注者の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）による検査を受けるものとする。

#### （料金の算定期間）

第13条 料金の算定期間は、当月の検針日の翌日から次月の検針日までとする。

#### （料金の請求及び支払）

第14条 受注者は、第12条に定めた検査終了後、当該月におけるガス使用量及び第5条第1項に定める契約金額により算出した金額を1月毎に発注者に請求するものとし、発注者は受注者から適法な請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

- 2 前項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理したときは、当該金額を京都農林水産

総合庁舎の使用官署等に分担し、各官署等から受注者に振込により支払うものとする。

(遅延利息)

- 第15条 受注者は、発注者が自己の責任に帰すべき理由により前条の約定期間に内に請求金額を支払わなかった場合は、約定期間満了日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 前項により計算した遅延利息の金額が100円未満である場合又は100円未満の端数がある場合は、その全額又は端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 前2項の場合において、支払遅延が天災地変その他やむを得ない理由による場合は遅延日数に算入しない。

(納品の完了後における説明等)

- 第16条 受注者は、納品の完了後においても、発注者から納入物品の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(危険負担)

- 第17条 納品の完了前に生じた納入物品の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により生じた場合は、この限りでない。
- 2 納品の完了後に生じた納入物品の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、すべて発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は過失により生じた場合は、この限りでない。

(納入物品の品質保証)

- 第18条 受注者は、納入物品が発注者において仕様書記載のとおり使用されることを認識し、かつ、納入物品を発注者があらかじめ承認した条件下での受注者の定める使用環境下において、仕様書記載の性能、機能等の品質（以下「納入物品の品質基準」という。）を發揮することである。さらに、納入物品の品質基準に障害が生じた場合には、国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのあることを認識し、このような認識のもとで、納入物品の品質基準を発注者に対して保証するものとする。

(受注者の契約不適合責任及び品質保証義務違反)

- 第19条 発注者は、第12条の規定による検査完了日から起算して1年以内に納入物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が存在することを発見し、受注者に対してその旨を通知したときは、受注者に対して受注者の負担において相当の期間を定めて発注者の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、納入物品に契約不適合が存在す

ることを原因として、発注者に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で、契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。

- (1) 納入物品の修補、代品との交換又は不足分の引渡し等に要する期間中、発注者において、仕様書に記載された発注者の納入物品の使用目的（以下「甲の使用目的」という。）を達成するために要した代替品の確保、内部人件費等の一切の費用
  - (2) 納入物品に契約不適合が存在することを原因として、納入物品が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、発注者の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、発注者が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
  - (3) 契約不適合を原因として、発注者の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、発注者が国民等に支払いを命ぜられた金額及び発注者が不服申立て等を防御するために要した一切の費用
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項に定める期間経過後といえども、受注者の責に帰すべき事由が原因となった納入物品の重大な契約不適合及び受注者の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、発注者は、受注者に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第3項に基づく各請求ができるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

#### （解除）

第20条 発注者は、受注者に次の各号に該当する事由が生じ、その事由により受注者による本契約上の義務の履行に重大な支障が生じると認められるときは、発注者は、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
- (2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
- (5) 第9条に規定する秘密の保持を遵守しないとき。
- (6) 第12条に規定する検査に合格する見込みがないと認められるとき。
- (7) 第19条に規定する契約不適合が重大で、契約の目的を達することができないと

- き又は同条に規定する発注者の請求に応じないとき。
- (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
  - (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
  - (10) 破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
  - (11) 手形、小切手の不渡等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
  - (12) 解散の決議をしたとき。
  - (13) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められとき。
  - (14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - (17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
  - (19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
  - (20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為したとき。
  - (21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて発注者の業務を妨害する行為をしたとき。
  - (22) その他、第18号から第21号に準ずる行為をしたとき。
- 2 発注者が前項の規定により本契約を解除した場合、受注者は、発注者の請求に基づき、予定数量及び第5条第1項に定める契約金額により算出した額の合計額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 受注者が、本契約書で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、発注者が第1項の解除をしない場合でも、受注者は、発注者の請求に基づき、予定数量及び第5条第1項に定める契約金額により算出した額の合計額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前2項の場合、受注者は、発注者が実際に被った損害について、第24条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

5 発注者が第1項の規定により本契約を解除した場合、受注者は、発注者に対して損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。

(本契約の任意解約等)

第21条 発注者は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。

2 発注者が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、発注者は、受注者の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を負担するものとする。

(1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用（供給条件に基づく清算額を含む）

(2) 本契約の一時中止又は打切りの場合 当該時点までに受注者に発生した合理的な費用（供給条件に基づく精算額を含む）

3 前項の場合において、受注者は、発注者に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 発注者は、本契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項又は第4項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、本契約に関して、前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 受注者が、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、受注者は、発注者の請求に基づき、予定数量及び第5条第1項に定める契約金額により算出した額の合計額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかったとき（同訴訟が取り下げられた場合を含む。以下この条において同じ。）、又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えが却下され若しくは棄却の判決が確定したとき。

- (2) 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項又は第4項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかったとき、又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えが却下され若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者が、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する予定数量及び第5条第1項に定める契約金額により算出した額の合計額の10分の1に相当する額のほか、予定数量及び第5条第1項に定める契約金額により算出した額の合計額の100分の5に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する排除措置命令若しくは前項第2号に規定する納付命令又は前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (2) 前項第2号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
- (3) 前項第4号に該当する場合であって、受注者が発注者に独占禁止法等に抵触する行為を行ってはいけない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、第24条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### (損害賠償)

- 第24条 受注者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、受注者の責めに帰すべき理由により、発注者に損害を与えた場合は、発注者に対し、一切の損害を賠償するものとする。
- 2 前項の損害には、発注者が受注者に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において発注者が国民等に支払いを要する金額及び発注者が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのためにも要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

#### (賠償金等の徴収)

第25条 受注者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額（但し、賠償金等が遅延利息、遅延損害金等の性質を有し、重ねて年3パーセントの利息を付加することが複利となる場合には付加しない。第2項の追徴金も同じ。）と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

（不当介入に関する通報・報告）

第26条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

（紛争の解決）

第27条 本契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったとき、その他本契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、民事訴訟法（昭和23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申し立てを行うものとする。

（法律、規格等の遵守）

第28条 受注者は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

（補足）

第29条 本契約に定めのない事項については、供給条件の定めによるものとし、それ以外の事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町  
支出負担行為担当官  
近畿農政局長 志知 雄一

受注者

(別紙1)

## 個人情報に関する取扱い

### (定義)

第1条 本契約における個人情報とは、発注者から受注者に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できる情報（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

### (秘密保持)

第2条 受注者は、発注者の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によつても個人情報を第三者に開示又は提供等してはならないものとする。

- 2 発注者は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他発注者の指定する書類の提出を受注者に求めることができるものとする。
- 3 受注者は、発注者の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（（以下「事故等」という。）故意、過失を問わない。）を発生させ、発注者又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、受注者はその損害を賠償しなければならない。

### (個人情報の使用)

第3条 受注者は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

### (複製等)

- 第4条 受注者は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であつて、かつ、発注者の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。
- 2 受注者は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

### (管理)

第5条 受注者は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定めるものとし、発注者が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

- (1) 個人情報の取扱い責任者
- (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
- (3) 個人情報の授受、移送方法
- (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」という。）の方法
- (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
- (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容

(7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 受注者は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要のある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」という。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、受注者の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取得)

第 6 条 受注者は、本件業務の遂行上、発注者から指示がある場合を除き受注者自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、受注者が個人情報の取得を要すると判断した場合には、発注者に通知のうえ発注者の指示に従うものとする。なお、発注者が発注者の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

(問合せ等)

第 7 条 受注者は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに発注者に連絡のうえ、発注者の指示に従わなければならない。

(個人情報の返還)

第 8 条 受注者は、発注者の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、発注者の指示に従い受注者の責任と負担において個人情報を発注者に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、発注者の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を発注者に報告するものとする。

(事故発生時の対応等)

第 9 条 受注者は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに発注者に連絡し、発注者の指示の下に、受注者の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により発注者又は情報主体本人に損害を与えた場合には、受注者はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから受注者自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、受注者の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後発注者に報告し了解を得るものとする。なお、受注者自らの対応策についても発注者が指示する場合は、発注者の指示に従うものとする。

3 前 2 項における連絡及び対応策の実施は受注者の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託の取扱)

第 10 条 受注者は、発注者の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 発注者は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて受注者に対し、第三者との契約書の写し、その他発注者の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

3 受注者は、発注者の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙 1 と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても発注

者又は情報主体本人に損害を与えた場合には、受注者はその損害を賠償するものとする。

(監査)

- 第11条 受注者は、本件業務期間中、発注者が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を発注者に報告するものとする。
- 2 発注者は、必要があると認めた場合において受注者の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙1上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については発注者と受注者で協議するものとする。
- 3 発注者は、前各号の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
- 4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると発注者が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、発注者は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、発注者に損害が生じた場合には、受注者は、その損害を賠償しなければならない。